

霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第 9 期）（案）について

1 9 期計画（案）の基本方針

- 水質浄化対策に取り組むことにより、湖内水質は、目標年度（令和 12 年度）において、COD（全水域平均）7.3 mg/L（現況（令和 7 年度）から 0.4mg/L 改善）、全窒素 0.87mg/L（現況から 0.07mg/L 改善）、全りん 0.087mg/L（現況から 0.002mg/L 改善）を目標とする。
- 水質浄化対策は、引き続き、生活排水対策、工場・事業場排水対策、農地・畜産対策など、浄化効果が高い事業に重点化して取り組む。特に、浄化槽は、高度窒素・りん除去型浄化槽に加えて、新たに高度窒素除去型浄化槽等への補助を上乗せして、高度処理型浄化槽の設置等の促進に取り組む。また、霞ヶ浦導水事業の効果的な運用を検討する。
- 豊かな霞ヶ浦の次世代への継承として、良好な水環境の創出や健全な水循環の維持に努める。特に、アオコ対策は、悪臭被害を未然に防止するため、新たに、デジタル技術を活用したアオコの早期発見・早期対策の検討に取り組む。
- 霞ヶ浦ふれあい指標による評価を導入し、霞ヶ浦の魅力を県内外にわかりやすく発信する。

2 8 期計画からの主な変更点 ※ [] は 9 期計画（案）本文（資料 2）の該当箇所

2-1 水質保全対策の状況

- 「2 湖沼水質保全計画の策定と対策の実施状況」は、8 期計画までの施策の実施状況を踏まえて、内容を変更。

[計画本文 1 頁：第 1 2 湖沼水質保全計画の策定と対策の実施状況]

- 令和 6 年度にアオコの集積による悪臭苦情が発生するとともに、発生日数も増加傾向にあることを踏まえ、「3 水質の動向」にアオコの発生状況を新たに記載。

[計画本文 2 頁：第 1 3 (1) 長期的な水質動向]

2-2 計画期間及び方針

- 「1 9 期計画の基本方針」を踏まえ、「2 水質保全の方針」に以下のことを記載。
 - ・ 水質浄化対策は、浄化効果が高い事業に重点化して取り組む。浄化槽は、高度窒素・りん除去型浄化槽に加えて、新たに高度窒素除去型浄化槽等への補助を上乗せして、高度処理型浄化槽の設置等の促進に取り組む。
 - ・ 豊かな霞ヶ浦の次世代への継承として、良好な水環境の創出や健全な水循環の維持に努める。
 - ・ 霞ヶ浦ふれあい指標による評価結果を発信。
- 湖内の水質は、夏季における高気温等気候変動の影響を受けることを踏まえ、「3 計画期間内に達成すべき目標」の水質目標値について、参考として、水質予測結果の最大値と最小値の差（変動幅）を記載。

[計画本文 11 頁：第 2 3 計画期間内に達成すべき目標]

2-3 施策関係

(1) 下水道、農業集落排水施設、浄化槽の整備等

- 今後の人口減少を踏まえ、国において、集約型と分散型のベストミックスによる施設の最適配置の方向性が示されたことから、下水道、農業集落排水施設、浄化槽の一体で生活排水処理率の向上を図っていくことを明確化するため、生活排水処理率の記載箇所を前段に変更。
- 下水道及び農業集落排水施設の接続人口、浄化槽の処理人口は、人口減少の影響を受け、事業進捗の適切な評価が困難であるため、数値目標から「下水道接続人口」、「農業集落排水施設接続人口」、「合併処理浄化槽処理人口」、「高度処理型浄化槽処理人口」を削除。

[計画本文 12～14 頁：第 3 1 (1) 下水道、農業集落排水施設、浄化槽の整備等、同 19～20 頁：第 4 1 (1) 下水道、農業集落排水施設、浄化槽の整備等]

(2) 湖内対策

- 水生植物帯を整備するとともに、維持管理等により生態系の持つ自然浄化機能を継続して発揮することが必要であることを踏まえ、数値目標を「水生植物帯面積」に見直すとともに、整備済みの水生植物帯については、維持管理や保全工事に取り組むことを記載。

[計画本文 14 頁：第 3 1 (2) イ 生態系の持つ自然浄化機能を活用した浄化対策、同 21 頁：第 4 1 (2) イ 生態系の持つ自然浄化機能を活用した浄化対策]

- 浄化用水の導入は、9 期計画期間内に石岡トンネルが完成し、導水が可能となる見込みであることを踏まえ、霞ヶ浦導水事業の今後の予定等を記載。

[計画本文 15 頁：第 3 1 (2) オ 浄化用水の導入]

(3) 流出水対策

- エコファーマー認定の根拠法令（持続農業法）が廃止され、みどりの食料システム法に基づく「いばらきみどり認定」への切替・推進を図っていることを踏まえ、数値目標を「エコファーマー耕作面積」から「いばらきみどり認定取組面積」へ変更。
- 農地対策（適正施肥）について、県では、化学肥料や化学合成農薬を使用せず、高付加価値化と環境負荷低減を両立できる有機農業を推進していることを踏まえ、数値目標に「有機栽培面積」を追加。
- 化学肥料及び化学合成農薬を 5 割以上削減した環境にやさしい営農活動（特別栽培）は、全国的に特別栽培の取組面積が減少する傾向であることを踏まえ、数値目標を削除。

[計画本文 17～18 頁：第 3 2 (5) ア 農地対策、同 23～24 頁：第 4 2 (5) ア 農地対策]

(4) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保全

- 近年の繁茂状況を踏まえ、ナガエツルノゲイトウに関する取組を記載。

[計画本文 18 頁：第 3 2 (6) イ 湖岸の自然環境の再生・保全、同 24 頁：第 4 2 (6) イ 湖岸の自然環境の再生・保全]

(5) 地域住民等に対する知識の普及と意識の高揚

- 霞ヶ浦環境科学センターにおける環境学習をより効果的なものとするため、体験型と座学型双方で取り組むことを記載。

[計画本文 25 頁：第 5 1 (2) 環境学習・啓発活動の実施]

(6) アオコ対策

- アオコの悪臭被害を未然に防止するため、新たに、デジタル技術を活用したアオコの早期発見・早期対策の検討に取り組むことを記載。

[計画本文 26 頁：第 5 5 アオコ対策]

(7) 霞ヶ浦ふれあい指標による評価

- 「霞ヶ浦ふれあい指標」を導入し、霞ヶ浦の魅力を県内外に発信していくことを記載するとともに、「霞ヶ浦ふれあいモニター数」を数値目標に設定し、より多くの地域住民等の参画を促進することを記載。

[計画本文 27 頁：第 5 7 霞ヶ浦ふれあい指標による評価]

3 今後のスケジュール（予定）

- 令和 8 年 11 月～12 月 …………… 公聴会の実施、流域市町村への意見聴取、
パブリックコメント
- 令和 9 年 1 月～2 月 …………… 霞ヶ浦専門部会において第 9 期計画最終案を審議
環境審議会答申
栃木県、千葉県、国交省、環境省との協議
- 令和 9 年 3 月 …………… 霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第 9 期）の公表